

定 款

(第 18 版)

株式会社 Aoba-BBT

制定：1998 年 4 月 8 日

改訂：2023 年 6 月 28 日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 Aoba-BBT(カブシキガイシャアオバビービーティー)と称し、英語による名称を Aoba-BBT, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. テレビ番組の企画、制作及び販売
2. テレビ番組及び経営学・会計学等の教育・指導に関するノウハウのビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク、デジタル・ビデオディスク、書籍、インターネット配信等への媒体への変換並びにその販売
3. 経営、国際問題、政治、社会問題に関するコンサルティング及び講演会、セミナーの実施及び出版業
4. 経営及び国際問題、政治、社会問題に関する情報提供の配信サービス
5. インターネットを使ったマーケティングに関するコンサルティング
6. 事業の設立、経営に関する助言、指導及び援助
7. 人材育成のための研修受託業務
8. インターネット配信及び企業内情報システムの企画、制作、販売及び運営
9. インターネット及び企業内情報システムによる、経営学、会計学、英語等の講義並びにその受講生の受講管理、履修管理、試験の実施、成績管理
10. 放送及びビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク、デジタル・ビデオディスク、書籍、インターネット配信とインターネットを組み合わせた講義受講方式の研究、開発、運営並びにコンサルティング

- 1 1. イベント、講演会、勉強会、試験等の企画、運営
- 1 2. 不動産の賃貸借及び管理
- 1 3. 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
- 1 4. 経営学・会計学等の教育・指導に関するノウハウの企画及び販売
- 1 5. 通信ネットワークと対面集合教育とを組み合わせた講義受講方式の研究、開発、運営
並びにコンサルティング
- 1 6. 人材の職業適性能力の開発を目的とする研修の実施
- 1 7. 教育器材、コンピューターソフトウェア並びにシステムの開発・製造
- 1 8. インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 1 9. 雑誌その他書籍に関する企画・製作
- 2 0. 構造改革特別区域法に基づく大学院大学の経営
- 2 1. 教育・保育に関する事業
- 2 2. 投資事業
- 2 3. 上記各号に付帯する一切の業務

(機関)

第3条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を 東京都千代田区 に置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け
る権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める順序により、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代

理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、且つ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（取締役会の招集者及び議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める順序により、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集手続）

第 23 条 取締役会を招集するときは、会日から 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議）

第 24 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条 当社は、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(役付取締役)

第 28 条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 29 条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主

総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。

(監査等委員会の招集手続)

第33条 監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定

時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第 42 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 21 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会

の決議によって免除することができる。

(商号変更の効力発生)

第2条 定款1条(商号)の変更は、2023年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

(改訂)

1. 2000年6月26日
2. 2001年6月27日
3. 2002年6月25日
4. 2002年8月1日
5. 2003年6月27日
6. 2004年6月28日
7. 2005年6月28日
8. 2005年10月31日
9. 2006年6月28日
10. 2008年6月27日
11. 2009年6月25日
12. 2011年6月28日
13. 2013年10月1日
14. 2015年6月25日
15. 2019年6月25日
16. 2022年6月22日
17. 2023年6月28日